

このささやかな雑誌は、歴史ある社会主義法研究会を改称して2年前にできた「社会体制と法」研究会の機関誌である。改称に至る長い討論の経過についてここで立ち入ることはしないが、会員の多くが研究対象としてきた諸国が社会主義を放棄するという現実と、「社会主義法」という規定の意味について再考することを含め、〈社会主義と法〉についてより広い視野から考え続けたという思いとの間で、なんとか選び取った名称である。

『「社会体制と法」の研究によせて』というテーマのもとで巻頭に掲げた3つの論文は、一見何の脈絡もないように見えるが、新生研究会における研究のありうべき方向のいくつかを示すものとして位置づけられている。笹沼論文は、上記のような〈社会主義と法〉についての再考という問題意識に、従来よりも視野を拡げつつ理論的な形を与えようとしたものであり、鮎京論文は、これまで異なる社会体制のもとにあった諸国と日本とのあいだに生まれてきた、従来とは違った、しかもすぐれて実践的な含意をもった接点に着目したものである。そして藤田論文は、「現存する」または「現存した」社会主義諸国の法現象の実証的な分析が、引き続きこの研究会の重要な関心対象であることを示している。

創刊号の編集にあたってもっとも頭を悩ませたのは、実は「社会体制」を英語で何と表現するかということだった。英語を母語とする社会学者、英語に詳しい日本人の社会学者の意見を聞いたうえでたどり着いた結論は、以下のとおりである。

「社会体制」の訳語としてただちに思い浮かぶのは、social systemだろう。体制転換に当たる英語表現としては systemic transformation があるし、社会は social である。ところが、social system という言葉には、パーソンズ理論をはじめとして、別の意味ないイメージがすでに付着しており、これをもって資本主義とか社会主義とかというようなマクロなレベルの「社会体制」を想起させることは不可能である。そこで、societal という形容詞が浮上する。

societal という言葉はめったに使われるものではないし、ましてや societal system で上記のような意味での「社会体制」を想起させることができるわけではない。しかし、societal system には、めったに使われないだけに、social system のようにあるイメージを抱かせてしまう（この場合は、誤解させてしまう）という恐れはない、というメリットがある。説明しなくてもわかる言葉では断じてないが、「それは何のこと？」という会話の糸口にはなりうるだろう。しかも、social にはどちらかといえば（ドイツ語の sozial に対応する）ミクロなイメージが伴っているのにたいし、それを避けてマクロな（gesellschaftlich な）ものを表現したいときに societal を使うことがある。その限りで、「社会体制」に一步だけ近い位置にある、と言えそうなのである。

Societal System & Law —— 苦肉の策である。よりよい名案があれば、変えるに吝かではない。ご意見をいただければ幸いである。

(小森田秋夫)